

#### 4. 市区町村社協における虐待予防のための地域子育て支援の強化に向けて

##### (1) 市区町村社協に期待される役割

###### ①虐待予防のための子育て支援ニーズはどの地域にもある

子育て中の親の多くが孤立感や不安・負担を感じている。孤立や不安がすべて虐待に結びつくとは言えないが、何の支援も受けられず不安やストレスを蓄積したり、子育てに加えさらに何らかの課題や負担が加わることなどにより、虐待にいたるケースもでてくる。

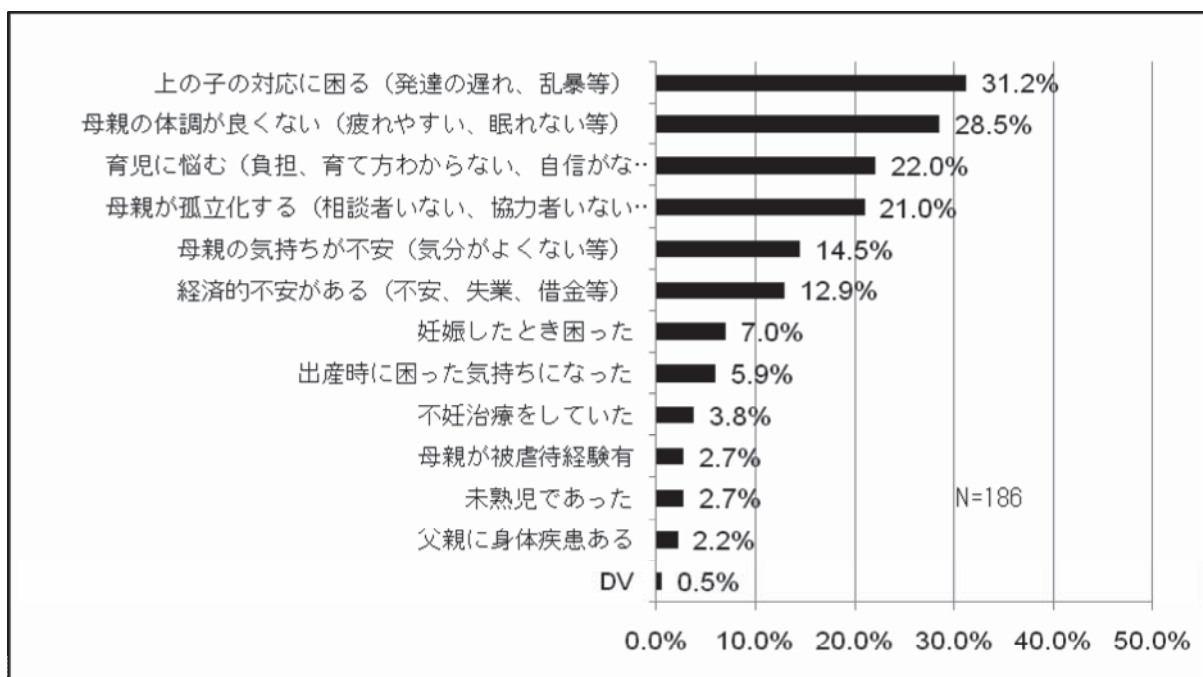
子どもに対する虐待は、親に心身の不調や障害、経済的な課題、子どもに障害があり育てにくいといった課題がなくても、子育てをしている親であれば誰にでも起こりうる問題といえる。こうした子育て中の親を対象として、地域社会の場において、子育て支援をすることによって、虐待防止に取り組んでいくことが重要である。

未就学児をもつ母親・父親を対象とした子育てに関する調査(※)では、5割の母親が「子育てをしながら、孤立感を感じることもある」と回答している。また、子育てについての母親の回答は、「子どもがかわいくてたまらない(95%)」、「自分の子どもは結構うまく育っている(85%)」などのプラスの意識も高いが、一方で、「子どもが自分のいうことをきかないのでイライラする」「自分の子育てがこれでよいのか自信がなくなる」「子どもが将来うまく育っていくか心配になる」「子どものことでどうしたらよいか分からなくなる」「子どもに八つ当たりしたくなる」という項目も、「ときどきある」5割前後である。

※(財)こども未来財団『平成18年度子育てに関する意識調査』平成19年2月

図表4-1は、本調査研究のヒアリング調査の対象となった長野県池田町(人口約10,000人)における「こんにちは赤ちゃん事業の利用者調査(全数)」結果である。回答者は池田町・同町社協が、出産前・直後から把握・支援している子育て世帯である。同町は都市部に比べ同居世帯が多く、地域関係も濃密と考えられるが、調査結果をみると、「上の子の対応に困る」「母親の体調が良くない」「育児に悩む」「母親が孤立化する」は2割以上であり、出産直後の子育て世帯におけるニーズは地域に関係なく大きいと考えるべきである。

図表4-1 長野県池田町:「こんにちは赤ちゃん事業の利用者調査」(H18~H20の利用者186名)



## ②基本的な社協の役割は、子育て支援による虐待予防

子育て支援・虐待予防の取り組みにおいて、社協は限られた人材の中でどのような役割を果たすべきか考えてみる。

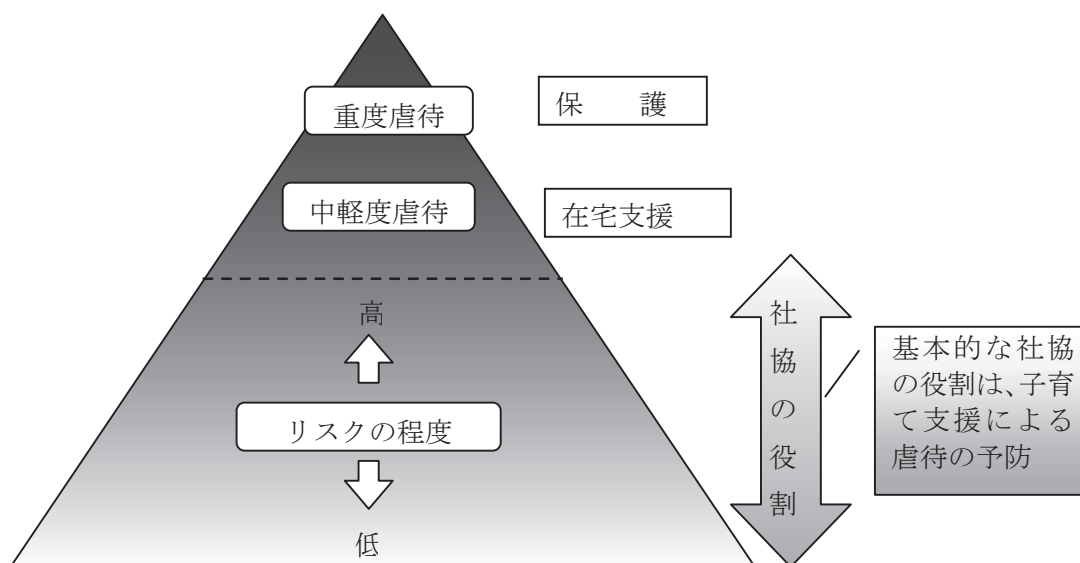
虐待の全体を模式すると図表 4-2 のように「重度虐待」を頂点として裾野を広げていると考えられる。このなかで「重度虐待」「中軽度虐待」にあたる部分は、前述したように、子どもの安全の確保を第一として「介入的」「意図的」に保護・在宅支援を行うことが必要なケースである。児童相談所・要保護児童対策地域協議会が対応する領域である。これに続くハイリスク（リスクの程度が高い）家庭への支援は、常に「重度虐待」「中軽度虐待」のケースへ移行を視野に入れた支援が必要な領域である。対象に寄り添いながら支援する一方で、必要な場合はためらわずに児童相談所や要保護児童対策地域協議会へつなぐことが必要となる。そうした関係では、介入的・意図的な関わりの過程で対立的関係となることもあり、その場合は、新たにその家庭に寄り添いながら支援する役割の機関等が必要となる。

このように考えると、社協はハイリスク家庭を含めた虐待ケースに積極的にかかわることよりも、むしろリスクの程度が極めて低い家庭に対し子育て支援を中心として関わるのが重要であると考えられる。

本調査研究における池田町社協へのヒアリング調査でも、以下のような意見が出されている（同町は、すべての出産世帯に、出産直後から専門職による訪問活動を積極的に行っている）。

・どんなに家庭訪問等による育児支援を充実しても、解決できることとできないことがある。  
・訪問によって育児力のアップをはかったり、母親の孤立感、不安、育児負担などは軽減できるが、母親が大きな課題を持っているケース、例えば、親に課題（障害、トラウマなど）のある状況での子育て、子に課題（発達障害など）のある子育て、家族関係に課題（借金、依存など）があつての子育てなど、本質的な部分が解決できない家庭への支援は、地域や児童相談所がどんなに介入しても解決に限界があり、解決のためには、新たな社会資源が必要である。（例えば、トラウマ治療センター、母子シェルター、身近な場所の療育支援センターなど）（長野県池田町社協ヒアリング調査から）

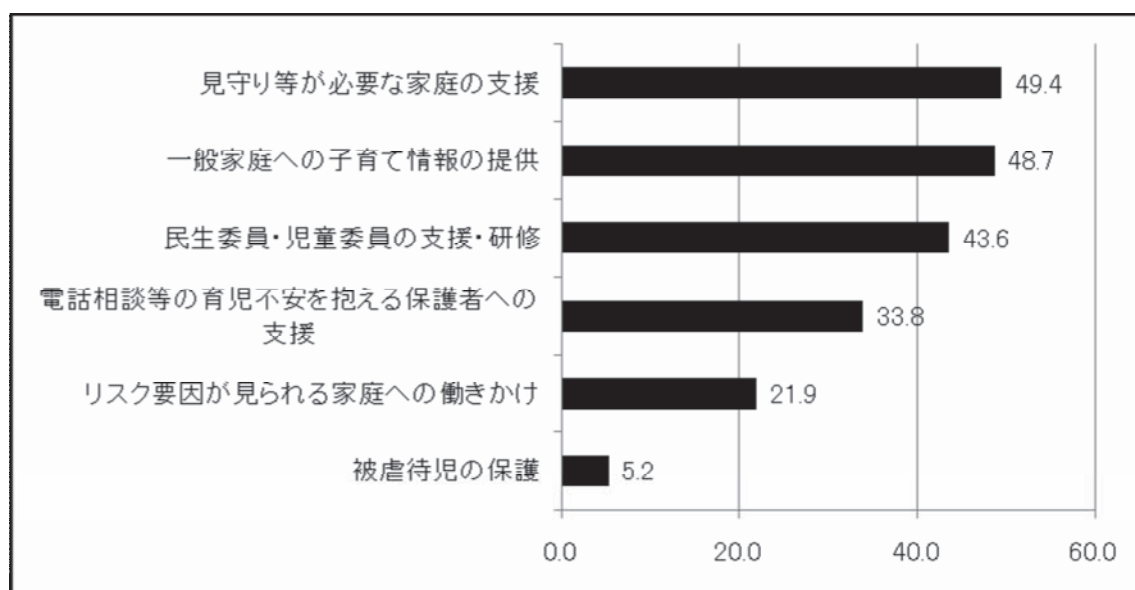
図表4-2 虐待の全体像と社協の役割



「子ども家庭福祉関係事業等への取り組み状況調査」では、児童虐待の防止において、社協に期待されている役割についての認識は、「見守り等が必要な家庭の支援」「一般家庭への子育て情報の提供」「民生委員・児童委員の支援・研修」の割合が高いのに対し、「リスク要因が見られる家庭への働きかけ」「被虐待児の保護」は低くなっている。

こうした状況を踏まえると、社協が果たすべき役割としては、主として子育て支援による虐待予防の領域と考えられる。

図表4-3 児童虐待防止において、社協に期待される役割(複数回答・N=668・単位%) (再掲)



### ③市区町村における期待される役割

「子ども家庭福祉関係事業等への取り組み状況調査」をみると、「子ども家庭福祉」分野の推進体制、事業の内容、ネットワークの有無等は、人口の多い社協において充実している傾向がある。

それぞれの社協がおかれた状況は異なり、子育て支援に関わる活動・事業に積極的に取り組めていない社協もあるが、各市区町村において、「子育て支援ニーズや虐待事例があるのではないか」という視点で再度地域を見直し、社協が果たすべき役割を考えていく必要がある。

子育て支援のニーズは、当事者グループや主任児童委員、児童相談所、保健所、学校、保育所等関係機関などから情報を得ることもできる。また、子どもに直接関わる機関や人だけでなく、住民懇談会、町内会、ボランティアグループなどからも得ることができる。このようにニーズ把握を行った上で、それぞれの社協に期待される役割と取り組みを明確にしていく。

### ④虐待予防のための地域子育て支援への社協の関わり方

本調査研究において実施したアンケート調査、ヒアリング調査の結果をみると、社協がおこなっている事業は、①相談・情報提供、②ニーズ発見・虐待の通報、③必要なサービス提供、

④子育て支援ネットワークづくり、⑤人材の養成、⑥新たなサービスの創設、など多岐にわたっている。

これらは、社協がこれまで取り組んできた住民活動の支援、高齢者・障害者分野での実践を活かしながら、既存の事業を見直したり、当事者やボランティアグループの組織化・支援という形で進めることができる。

以下、地域子育て支援を進めるポイントを荒川区社協、池田市社協・池田町社協の実践事例等をもとに示していく。

#### ■ヒアリング調査対象地区の基本的な指標

	東京都荒川区	大阪府池田市	長野県池田町
場所	都市部(下町)	都市部(住宅地)	地方(小規模)
面積	10.2km <sup>2</sup>	22.1km <sup>2</sup>	40.2km <sup>2</sup>
人口	約 202,000 人	約 104,000 人	約 10,000 人
世帯	約 94,400 世帯	約 46,000 世帯	約 3,700 世帯
1年間の出生数	約 2,300 人	約 950 人	約 60 人
14歳以下人口の%	10.3%	12.7%	12.6%
65歳以上人口の%	21.1%	21.3%	27.7%
要保護児童数	27 人	40 人	7 人(+要支援 3 人)

#### (2) 虐待予防のための地域子育て支援を進めるポイント

##### ① 出産前からの切れ目のない支援と社協の担う役割を考える

妊娠中、子育て中の親の支援は、ひとつひとつの支援を独立しておこなうのではなく、出産前からの切れ目なく継続的に支援をおこなうことが必要である。しかし、社協が独自に出産世帯を把握することは簡単ではない。また、必要とされるサービスを社協だけで提供することも用意ではない。そのため、地域社会（または市区町村）において、社協、行政、地域の専門機関等が連携し情報を共有しながら協働して支援をおこなうことが大切になる。保健所等では出産前・出産直後の支援や健診を通じ、ハイリスクケースの把握がおこなわれている。こうした状況に合わせて具体的な支援事業の実施をするだけでなく、当事者やボランティアグループの活動のコーディネートなども仲介していくことが社協の担う役割である。また、前述のように、市区町村の子育て家庭のニーズを把握し、サービスが存在しない場合は、自ら必要なサービスを開発し提供することも必要である。

池田町の子育て支援は、『池田町の親と子の愛着を結ぶための支援』が、妊娠から出産、子育てまで連続的・継続的な支援として、行政（保健センター、こども支援センター等）と社協との連携により展開されている。行政や社協により縦割り・個別に行われていた複数の事業を妊娠・出産、子どもの成長段階に応じて効果的に支援ができるよう、役割分担して、構築したものである。このなかで池田町社協は、「ようこそ赤ちゃんプレゼント事業」「育児支援家庭訪問事業」「ファミリー・サポート・センター事業」を担当している。

⇒事例 No.6：社協と行政が一体的に実施する「親と子の愛着を結ぶための支援」

## ②「子育てサロン」の展開により仲間づくり、交流・情報交換を行う場づくりを支援する

子育て中の親の仲間づくりや交流・情報交換をおこなう場をつくる「子育てサロン」を実施することで、地域からの孤立を防ぐとともに、子育てに関する悩みや不安の解消に結びつける。「子育てサロン」は、地域の実情に応じ、場所の提供、地域のボランティアの参加による地域ぐるみの子育て支援、子育て中の親（当事者）の活動の支援などさまざまな形態での実施が検討できる。多くの社協がすでに取り組んでいる高齢者向けのふれあい・いきいきサロン展開の経験やノウハウを活かした取り組みができる事業である。

池田市では、小学校区（11 地区）にある地区福祉委員会<sup>1</sup>がそれぞれ「子育てサロン」を実施し、社協がそれを支援している。池田市社協へのヒアリング調査では、子育て支援・虐待予防も、地域福祉の推進、住民参加・住民主体という基本的な考え方により展開されていることが確認できている。「子育てサロン」においても、利用者がサロンへの参加をとおして地域との関わりをつくっていく、「点から線・面」への展開に留意しているとの指摘があった。

荒川区では、「育児中のママの実家のような存在でありたい」との願いから、普通の民家を借り（2階には一人暮らし高齢者が居住）、地域ボランティアにより運営されている「みんなの実家@まちや」を社協が支援したり、「荒川おもちゃ図書館（子育て交流サロン）」を社協が運営したりしている。

⇒事例 No. 1：社協が推進する小地域福祉活動を基盤とする「子育てサロン」

⇒事例 No. 2：社協の活動拠点である「おもちゃ図書館」を利用した「子育て交流サロン」

⇒事例 No. 5：地元大学、学生、ボランティア、助産師会との協働による子育て支援

## ③発達の気になる子ども・障害のある子どもと保護者の仲間づくりと、交流や情報交換を行う場づくりと専門機関との連携により支援する

「子育てサロン」は、健康な子どもと親が中心的な参加者となる場合が多い。ヒアリング調査においても、「障害のある子どもの親が参加しにくい」という課題があげられた。障害のある子どもと親が仲間づくりや交流・情報交換をおこなえる場づくりも必要となる。

また、子どもの発達や障害に関する不安から社会的に孤立し、その結果、虐待にいたるケースもあり、子どもの発達や健康に関し身近に相談できる場所があることも望まれる。

なお、前項②の「子育てサロン」の実施において、「発達の気になる子ども・障害のある子どもと親」が参加しやすいメニューの工夫や参加方法の配慮することで対応することも可能である。

荒川区社協の運営する「荒川おもちゃ図書館」は、障害のある子どもの余暇活動の支援と親へのサポートを目的にスタートしているが、障害の有無に関係なく利用できる「子育てサロン」として発展してきている。また、来所できない重度心身障害のある子どもや病児に対する訪問型サービスや薬物依存の母親たちへの支援なども展開し、毎月 1 回行政の臨床心理士による出張育児相談もおこなわれている。

⇒事例 No. 2：社協の活動拠点である「おもちゃ図書館」を利用した「子育て交流サロン」

<sup>1</sup> 「5.市区町村社協における虐待予防のための地域子育て支援の展開」(2)ヒアリング調査対象社協の概要を参照。



#### ④育児支援、家事援助などの直接的な支援により親の負担軽減をはかる

育児を負担に感じていたり、育児と家事をともにこなうことが負担であるという子育て中の親に対して、育児支援や家事援助などの直接的なサービス提供により、その軽減をはかる。

育児支援であるファミリー・サポート・センター事業は、市区町村が実施主体であるが、社会福祉法人に委託することができ、本研究事業で実施した調査では、16%の社協が実施をしていた。とくに市区（10-30万人未満）など地域における実施率が高い。

また、家事援助は、社協においては、住民参加型在宅福祉サービスとして取り組まれているケースが多いが、高齢者や障害者に加え、子育て家庭を対象とすることも可能な事業である。

直接的で個別的な支援を行うことで、別の支援や専門的な支援が必要なニーズに気づき、社協が関わることで支援に結びつけることもできる。

訪問型の支援は、家の中に入ることができるため、虐待予防という観点から効果的である。

なお、サービスの担い手に対し研修等を通じて虐待に関する正しい知識を提供することも不可欠である。

池田市社協においては、ファミリー・サポート・センター事業と有償協力員派遣事業「にじの会」による支援が行われている。「にじの会」は、社協事業として公的施策や無償ボランティアの活動では対応しづらいニーズに対応し、妊産婦・乳幼児のいる家庭も利用できるようになっている。

荒川区社協においても同様のサービスがファミリー・サポート・センターと「にこにこサービス」により提供されるようになっている。「にこにこサービス」は、産前産後の体調不良から援助が必要な妊産婦なども対象としている。

⇒事例 No.3：住民主体・住民参加による子育て支援の一翼を担う「ファミリー・サポート・センター事業」

⇒個別支援事例 No.1：「ファミリー・サポート事業」を通じて支援した事例

⇒事例 No.4：住民参加型在宅福祉サービス・有償協力員派遣事業「にじの会」  
(家事援助)

#### ⑤児童福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアグループ・NPO 法人など他の子育て支援を行う機関・団体と協働・支援する

地域では、保育所や民生委員・児童委員も子育て支援をおこなっている。また、都市部を中心に NPO 法人やボランティアグループが子育て支援の活動を展開している。

社協は、こうした機関・団体との協働で事業を実施したり、これまでに地域社会との間に築いてきた関係により町内会、商店街、地元企業に対して働きかけをし、つなぐこともできる。自ら支援事業を展開するだけでなく、活動を支援することも社協の役割である。また、子育て支援を行う機関・団体と協働・支援することで得たインフォーマル分野の情報を行政や要保護児童対策地域協議会等のフォーマルな組織に積極的に提供していくことも、社協ならではの役割である。

荒川区において行われている「35（産後）サポネット in 荒川」は、荒川区に所在する大学と社協が立ち上げたが、現在、社協は、ボランティアの発掘・養成などの間接的な支援を担っている。

荒川区社協へのヒアリング調査では、新たな事業を実施しなくても、社協がもっているネットワーク・既存の事業・社会資源を見直すことによっても、それぞれの社協にあった子育て支援や虐待予防は可能になっていくのではないかと、との指摘があった。

⇒事例 No.5：地元大学、学生、ボランティア、助産師会との協働による子育て支援

#### ⑥子育てに対する不安が強い出産直後の支援を専門職や専門機関との協働で行う

出産直後あるいは里帰り出産から自宅にもどった直後など、子育てに対する不安が強く、また外出などもままならない時期に、訪問による相談、育児・家事等の支援をおこなうことにより、子育てによる孤立をふせぎ、不安・負担を軽減することは、大きな支援になる。

支援の内容は、親のニーズや連携する専門職や機関により異なるが、育児方法や子どもとの関わり方を教えるあるいは一緒に行く、育児等困っていることに関する相談にのる、話し相手になる、赤ちゃん連れの外出の付き添う、などがある。

池田町社協では、出産直後から社協の助産師が訪問する「育児支援家庭訪問事業」を実施している。この事業は、町からの委託事業であるが、町（行政）と社協によりスタート当初より協働で取り組まれている。生後4か月までは週1回、それ以降は月1回訪問。3歳までの利用が可能である。

池田町社協へのヒアリング調査では、病院や実家から自宅に戻り、母親が一人で子育てを開始する不安の多い時期に速やかにアプローチし支援を開始することが、母親の「助かった」という思いを強くし、その後の信頼関係につながる、ということが指摘された。池田町社協の事例は、出生数が少ない小規模社協でないといと取り組めないという評価もできるが、出産直後は子育て世帯が大きなリスクを抱える時期であり、虐待予防という観点からも重要な時期といえる。そのため、社協の規模に関わらず地域における出産直後の子育て世帯への支援の有無、あり方について検証し、社協として担える役割があるか検討する必要がある。

荒川区では、前述のように大学の教員・学生と地域住民（ボランティア）が生後6か月までの子どもがいる家庭を訪問し支援をする「35（産後）サポネット in 荒川」が実施されているが、地域ボランティアの中には保育士等の専門職の有資格者が参画し、産後支援の支援計画の立案や学生やボランティアのスーパーバイズの役割を担っている。大学関係者、ボランティア、民生委員・児童委員、助産師会など多様な人材が参加し、社協がその活動を支援している社協の特性を活かした取り組みといえる。

⇒事例 No.6：社協と行政が一体的に実施する「親と子の愛着を結ぶための支援」（家庭訪問事業）

⇒事例 No.5：地元大学、学生、ボランティア、助産師会との協働による子育て支援

### ⑦ニーズを発見し、必要な情報を提供したり、専門機関につなぐ人材を地域で養成する

地域から孤立していたり、子育てに課題があると考えられる子育て家庭で、「子育てサロン」などのような交流の場に参加していない、育児支援などのサービスを自ら求めない、といったケースには、集団的な支援や自ら利用申請をするサービスとは別の形のアプローチが必要になる。地域には民生委員・児童委員がいるが、より多くの住民が関わることでニーズの早期発見に結びつけることができる。地域において、ニーズを発見したり、困っている人に必要な情報を提供したり、専門機関につなぐ人材を養成する必要がある。

また、人材の養成とともに、研修を通じた関係機関との顔の見える関係づくり、ニーズを発見した場合の対応の再確認などにより虐待予防、早期発見・早期対応につなげることができる。

池田市社協へのヒアリング調査では、社協にあがってくる子育てに関する住民のニーズは、それ以前に地区福祉委員会が関わっている場合がほとんどであった。小地域活動の充実によって、虐待予防につながっている事例である。既存の活動や組織に、子育て支援や虐待予防の視点を入れることによってもニーズを発見することができる。

荒川区社協では、ボランティア活動や地域活動を行っている住民に、子育てに限らず地域で困っている方のニーズに気づき、その人に対して社協とともに情報提供をしたり、専門機関につないだりする、地域のアンテナ役を担う「福祉お仲人さん」<sup>2</sup>の養成を進めている。

⇒事例 No.7：ボランティアリーダーを地域のアンテナ役に、「福祉お仲人さん」  
(welfare coordinator) の養成

### ⑧地域福祉コーディネーターを中心に個別別支援に取り組む

地域から孤立し、自ら支援を求めず、また、そのまま何らかの支援がおこなわなければ虐待にいたることが懸念され、公的な福祉サービスだけではニーズに対応できないケースに対し、個別支援のための住民同士の関係づくり、専門職とのネットワーク構築・地域の支援システム作り等を住民とともに行っていくことが求められる。

地域福祉コーディネーターは、住民だけでは解決できない課題に直面したときに、課題解決のための住民活動を支援し、共に解決にあたる専門職である。実践に取り組んでいる池田市社協は、大阪府の補助事業によりコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を配置しているが、多くの社協では、事業展開の中で、社協職員がこういったコーディネーターの役割を果たしている場合が多いと考えられる。

「子ども家庭福祉関係事業等への取り組み状況調査」によると、小規模社協においては、「子ども家庭福祉」に関する担当部署を組織的に位置づけている割合が少なく、子育て支援に特化した人材を新たに配置することは難しい状況がある。しかし、近年の虐待増加の中で、社協が虐待予防・子育て支援に住民とともに取り組む意義は大きい。

池田市社協のCSWの活動は、子どもの課題だけを対象とするものではない。子育てをする親が抱えているニーズが多様化し、複雑化している中で、縦割りの制度や専門職のみでは解決しにくい課題を、公的サービスとインフォーマルな支援の連携を図りつつ、生活者の視

<sup>2</sup> 「福祉お仲人さん」は、個別の課題を具体的に解決するための支援はおこなわない。



点で、社会資源を再編成し支援していくことが必要である。そうした状況にCSWが関わることで、地域住民も関わり方がわかり、安心して支援ができる状況につながっている。

⇒事例 No.8：地域福祉推進の要となる「コミュニティーソーシャルワーカー」

⇒個別支援事例 No.2：「地域福祉コーディネーター」が支援した事例

### ⑨市区町村における「子育て支援ネットワーク」の構築と推進

地域における子育て支援の基盤は、公・民、各団体等がバラバラに活動するのではなく、地域で子育て支援に関係する組織が参画し、相互に情報交換や地域の子育て課題についての共通認識を持ち、検討をおこなう「子育て支援ネットワーク」が作られることで強化される。

「子育て支援ネットワーク」は、虐待予防のための地域子育て支援を進める上で共通基盤となるものであり、前項①から⑧の活動の充実には不可欠である。日ごろからの顔の見える関係づくりを行い、必要なときにすぐに連携できるようにしていく。

ネットワークへの参加者は、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーなどの公的な機関や地域において子育て支援に関わる活動をしている組織、団体、グループなどである。子育て支援ネットワークは、市区町村社協が設置・運営しているケースもあれば、行政が中心となって設置・運営しているケースもある。

地域には福祉・教育・保健等に関わる会議やネットワークもある。そうしたネットワークを見直すことで子育て支援に関わるネットワークをつくることもできる。

荒川区では、社協が行政（こども家庭支援センター）に働きかけ、ネットワークを立ち上げ、現在は社協と行政が連携を図りながら活動を推進している。池田町では、行政が池田町子育て支援ネットワーク連絡協議会を設置しているが、このネットワークが、池田町の要保護児童対策地域協議会も兼ねているため、社協がフォーマルとインフォーマルな部分のつなぎ役を果たしている。

⇒事例 No.9：社協と行政が協働で運営する「子育て支援ネットワーク会議」

### ⑩子育て支援に関わるボランティアを養成する。住民の子育て支援に対する意識を高める。

地域子育て支援は、保健師・助産師・保育士などの専門職だけでなく、ボランティアや当事者も担うこととなる。ボランティアや当事者など地域住民とのつながりを持つことも支援のポイントとなる。そのため、子育て支援の活動を支える人材、ボランティアの養成をおこなったり、住民の子育て支援や虐待に対する関心・意識を高めるための広報・啓発をおこなっていく必要がある。

社協は、これまでもボランティアの養成・支援をおこなっており、こうした事業を子育て支援、虐待予防に広げるなどで実施することができる。現在活動しているボランティア等を対象にしたフォローアップ研修の実施も1つの方法である。

⇒事例 No.7：ボランティアリーダーを地域のアンテナ役に、「福祉お仲人さん」  
(welfare coordinator) の養成

⇒事例 No.10：社協が実施する子育てボランティア養成講座受講生による「子育てサロン」と虐待予防に特化したスペシャルサポーターの養成

### ⑪将来親となる子供へのアプローチ

赤ちゃんと接したことがない子ども、自分が子どもを生むまで乳幼児と関わったことがないという親が増え、実際、自分が親になったときに子どもにどのように接したらよいかわからないというケースがある。また、親の年齢が若く子育てに無関心、望まない妊娠・出産などが虐待にいたるケースもある。

現在子育て中の親だけでなく、将来親となる子どもたちが、保育や子育ての体験をしたり、赤ちゃんとその親に接する機会を持つことで、赤ちゃんとは、子育てとは、親になることとは、命の大切さ、親の子どもへの思い、子どもの親に対する安心感など学ぶ機会となる。本事業で実施した調査では、保育・子育ての体験活動は、15%の社協で取り組まれていた。

なお、虐待予防のための地域子育て支援を進めるためには、小中学校等教育機関とのより一層の連携も必要となる。

⇒参考：NPO法人、ボランティアグループなどの子育て支援事例

## (3) 要保護児童対策地域協議会と社協の連携推進

### ①要保護児童対策地域協議会に参画する

要保護児童対策地域協議会には、地域で子どもに関わる機関・団体が参画している。全国の97.6%の市区町村に設置されているが、社協の参画は54.5%（平成21年4月現在）と低位であり、積極的に要保護児童対策地域協議会に参画することが求められている。

本委員会の検討の中でも「社協は虐待予防や子育て支援でどのような役割を担うことができるのか見えにくい」との指摘があった。高齢者等を対象とした事業への取り組みと比較すると、社協の子ども家庭福祉関係事業への取り組みが低いということもあるが、社協はもともと高齢者、障害者、子育て家庭といった対象ごとの支援ではなく、地域において生活のしづらさを抱える人に対する支援を行っている。社協が地域の中で、虐待予防や子育て支援に関して、どのような役割を担うことができるのかを具体的に示していくことが必要である。

今回、ヒアリング調査をおこなった荒川区社協、池田市社協、池田町社協の要保護児童対策地域協議会の関わりについては、「6. ヒアリング調査結果」に示しているので、参考にしていきたい。

### ②要保護ケースは要保護児童対策地域協議会につなぐ

社協の地域における役割の中心は、虐待予防・地域子育て支援であり、要保護ケースへの対応は、児童虐待の専門機関がおこなうという整理が必要である。地域で要保護ケースを発見した場合には、社協での対応を検討するのではなく、まず、要保護児童対策地域協議会につないでいくべきである。このつながりを円滑に行うためには、要保護児童対策地域協議会への参画や普段からの専門機関との顔の見える関係づくりが重要である。